

「伝統的なまちなみや文化財とその周辺環境を守るための取組」について

平成21年1月19日(月)

文化庁文化財部伝統文化課

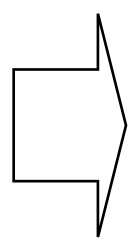
1. 文化財保護制度の概要

基本的な考え方

文化財は

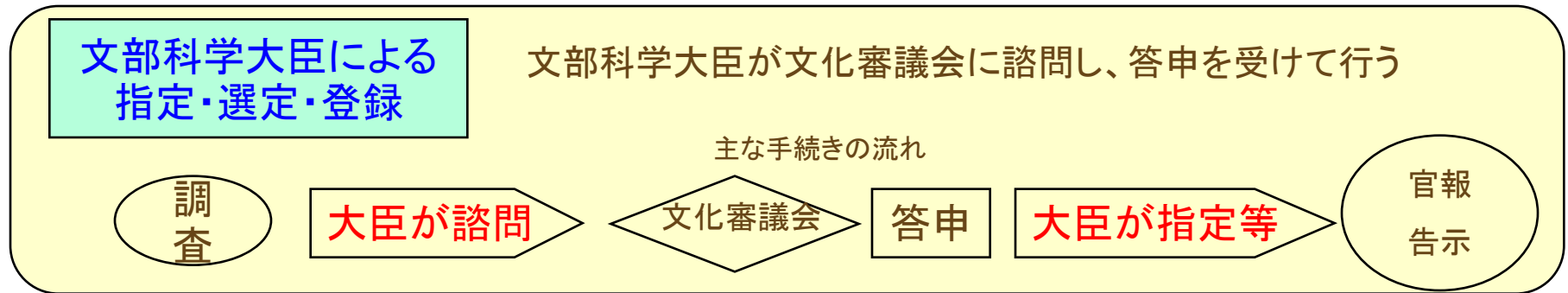
- ①我が国の歴史や文化の理解に不可欠であり、
- ②将来の文化の向上発展の基礎をなすもの

→ 貴重な国民的財産 (文化財保護法)



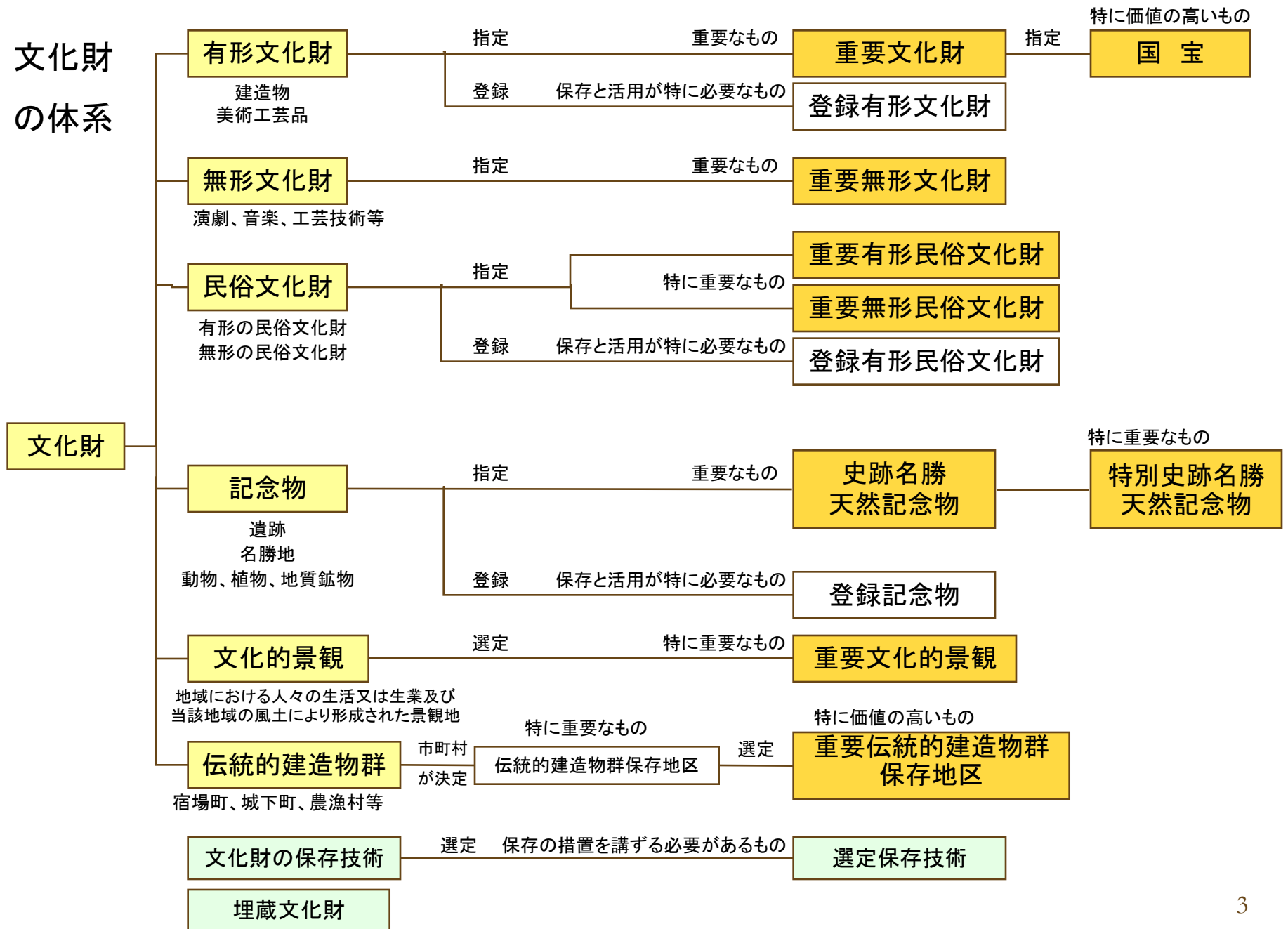
**適切な保護
(保存と活用)
が必要**

○文化財の保護とは「保存」と「活用」のことであり、両者のバランスが重要。

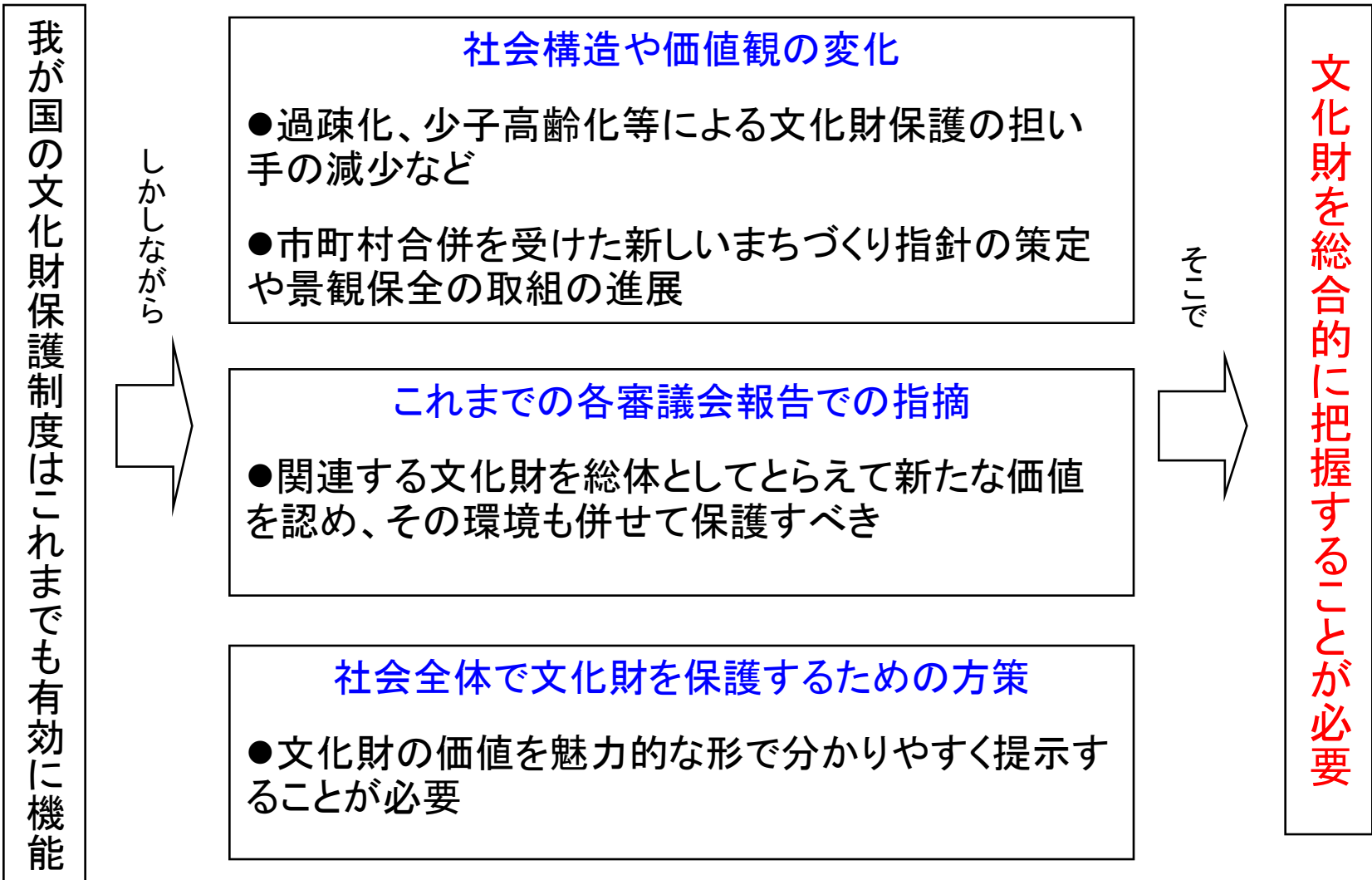


文化財の体系

文化財の体系



2. 文化財の総合的な把握について



提言：市町村による「歴史文化基本構想」の策定

「歴史文化基本構想」

地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に
保存・活用していくための基本構想

「関連文化財群」

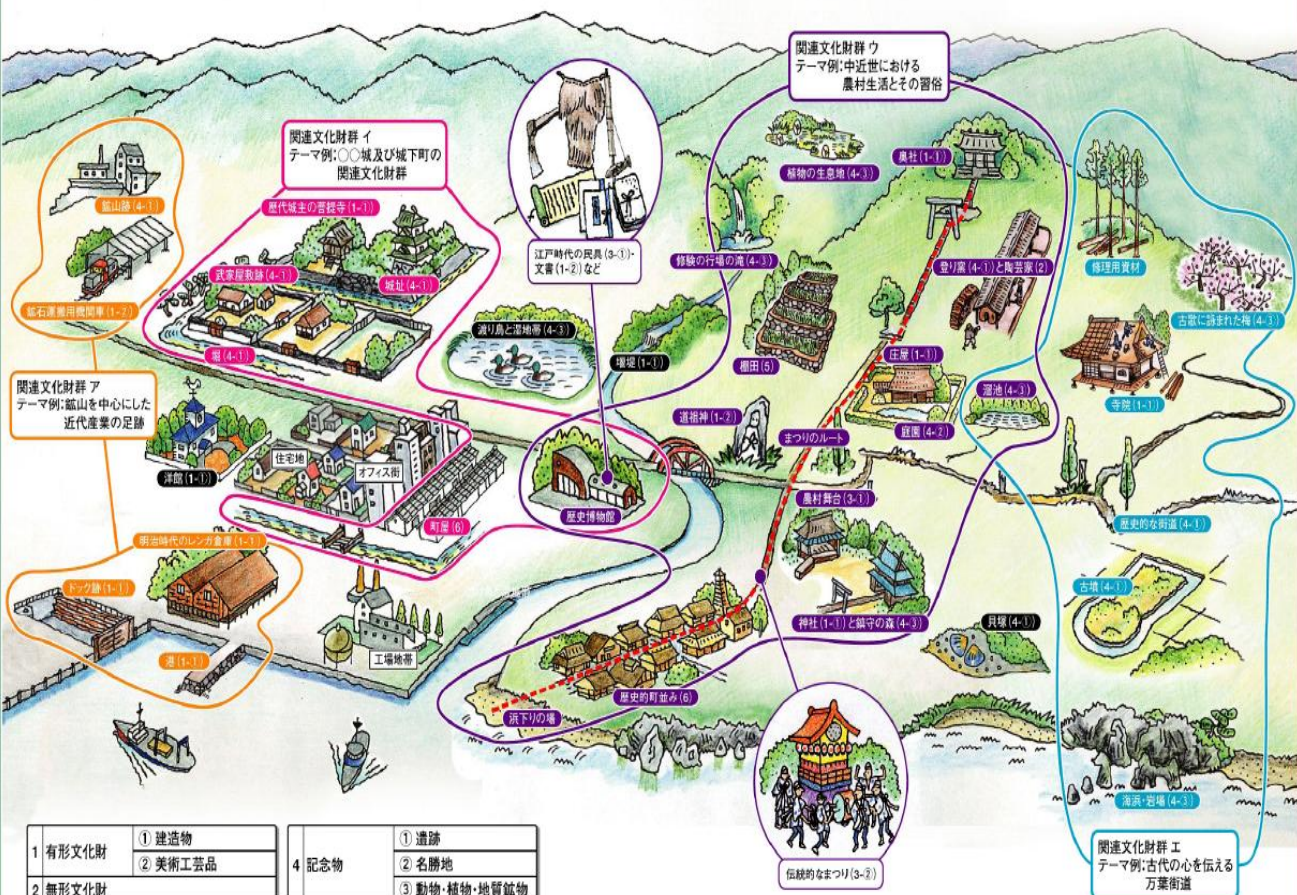
有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を
相互に関連性のある一定のまとまりとしてとらえる

「歴史文化保存活用区域」

文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を文化的な
空間を創出するための計画区域として位置付ける

文化財総合的把握モデル事業

歴史文化基本構想のイメージ(例)



1 有形文化財	① 建造物 ② 美術工芸品	4 記念物	① 遺跡 ② 名勝地 ③ 動物・植物・地質鉱物
2 無形文化財		5 文化的景観	
3 民俗文化財	① 有形民俗文化財 ② 無形民俗文化財	6 伝統的建造物群	

事業主体：市町村

市町村全域の全ての種類の文化財調査



市町村全域の文化財の保存・活用の方針(「歴史文化基本構想」)の策定



関連する文化財群ごとに「保存活用計画」の策定

必要に応じ地元説明会の実施

文化財行政  まちづくり行政

※各関連文化財群の構成文化財は、それぞれのテーマに沿ってまとめた設定例です。

「文化財総合的把握モデル事業」委託先

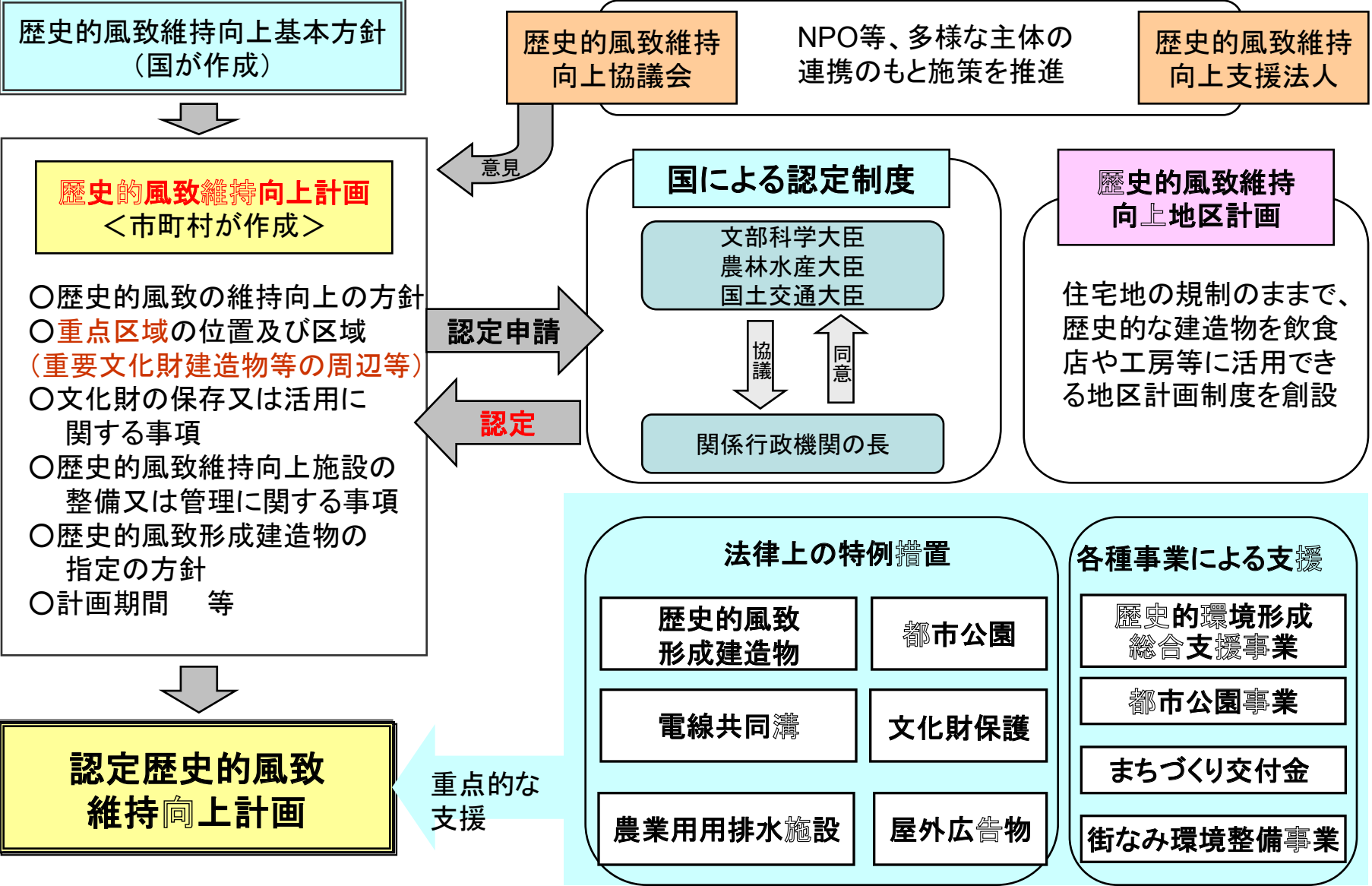
委託件数：20件

(参考)応募件数58件(うち相互に関連性のある市町村の連名による応募5件)

○岩手県 盛岡市	○新潟県 佐渡市	○兵庫県 篠山市
○秋田県 北秋田市	○富山県 高岡市	○島根県 津和野町
○福島県 三島町	○石川県 加賀市	○広島県 尾道市
○栃木県 足利市	○山梨県 韮崎市	○福岡県 太宰府市
○東京都 日の出町	○岐阜県 高山市	○沖縄県 南城市
○新潟県 上越市	○兵庫県 高砂市	
○福井県 小浜市・若狭町(相互に関連性のある市町村の連名)		
○宮崎県 日南市・南郷町・北郷町(相互に関連性のある市町村の連名)		
○鹿児島県 宇検村・伊仙町・奄美市(相互に関連性のある市町村の連名)		

3. 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法) (平成20年11月4日施行)

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の**歴史及び伝統を反映した人々の活動**とその活動が行われる**歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地**とが一体となって形成してきた**良好な市街地の環境**」



歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する主な事業

①歴史的環境形成総合支援事業



歴史的風致形成建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援



城址・城郭(国指定史跡・重要文化財)

②都市公園事業



史跡、城跡、旧宅等の復原を補助対象施設に追加

歴史まちづくりを重点的に進める区域(重点区域)

④街なみ環境整備事業

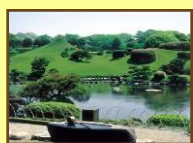


歴史的風致形成建造物の保全・活用を推進

③まちづくり交付金



古都及び緑地保全事業や電柱電線類移設等を推進



大名庭園(国指定名勝)

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物